

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年6月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ドラッグコスモス一里山店 大津市一里山七丁目2105番12
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 災害時において駐車場を地域避難場所として使用するなど、地域からの協力要請があった場合は十分に配慮いただきたい。
 - (2) 地域の住民等の理解が十分に得られるよう、地元の学区自治連合会長および近隣自治会との積極的な連携、協力をお願いしたい。
 - (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講ずること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
 - (4) 造成工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止並びに汚濁水の流出防止についての措置を具体的に示し、十分な対策を講ずること。
 - (5) 騒音規制法、振動規制法および大津市生活環境の保全と増進に関する条例に規定する特定建設作業を行う場合は、各法令等に定める期日までに特定建設作業実施届出書を提出すること。
 - (6) 土壌汚染の未然防止の観点から、造成に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること
 - (7) 当該事業において、3000平方メートル以上の土地の形質の変更（盛土、切土等）を行う場合は、土壌汚染対法第4条に基づく届出が必要となるので事前に大津市環境部環境政策課と協議し、必要な場合は形質変更等の着手の30日前までに届出を提出すること。
 - (8) 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施工規則第20条に規定する生活環境影響事業に該当する場合は、同規則第21条の規定に基づき事前協議を実施しなければならないため、事前に大津市環境部環境政策課と協議すること。
 - (9) 設置が予定されている冷凍冷蔵室外機は、大津市生活環境の保全と増進に関する条例に定める騒音発生施設に該当するので、施設設置の30日前に届出書を提出すること。
 - (10) 騒音予測にあたって一部予測地点において規制基準を上回る結果となっているが、当該店舗は騒音発生施設を有する事業場となることから、敷地境界において騒音の規制基準を遵守すること。
 - (11) 当該店舗から排出される事業系廃棄物については、家庭用ごみの集積所への排出は厳に慎み、許可業者に委託するなど適正に処理すること。特に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する廃棄物については安全かつ適正に処理すること。
 - (12) ごみの減量化、再資源化に努めること。
 - (13) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第30条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。
 - (14) 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第16条の保管基準を順守すること
 - (15) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻やがれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (16) 当該店舗が営業開始され次第、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3に定めるところにより、事業系廃棄物管理責任者を選任するとともに、同条例第16条の4に定めるところにより事業系廃棄物減量等計画書を毎年提出すること。
 - (17) 当該地には「一里山七丁目地区計画」が決定されているため遵守するとともに、建築等を行う際には工事着手の30日前までに都市計画法第58条の2第1項の届出を行うこと。
 - (18) 景観法に基づく届出については、大津市景観法等施行細則第3条の2の規定に基づく適合通知書を得ること。
 - (19) 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容等によって許可が必要となるため、事前に大津市未来まちづくり部まちづくり計画課と協議を行い、必要に応じて許可を得ること。
 - (20) 路外駐車場について、駐車場法施行第7条及び第8条による技術的基準に適合させる必要があるため、大津市未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。
 - (21) 建築工事に伴う、工事車両の搬出入経路、台数（日当り）等の計画図を作成し、未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。また、実施にあたっては、地域住民の理解を得て実施すること。
 - (22) 建築工事に伴う、交通誘導員配置や工事看板設置等の交通安全対策を検討し、未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。また、実施にあたっては地域住民の理解を得て実施すること。
 - (23) 工事車両等の駐車対策（工事車両の駐車場確保）について、未来まちづくり部まちづくり計画課と協議すること。
 - (24) 駐車場出入口付近には、視認性向上のため、視界をさえぎる構造物や密な植栽は設置しないこと。また、安全対策として、出庫を知らせる回転灯やブザーの設置を検討すること。
 - (25) 都市計画法に基づく開発行為に該当する場合は、同法29条に基づく許可が必要になるので留意し、「大津市開発事業の手続き及び基準に関する条例」ならびに「大津市開発許可制度に関する基準」を遵守すること。
 - (26) 交通量のピーク時間帯において、交通誘導員等を配置し、市道の渋滞を避けること。

(27) 当該地付近の道路は、瀬田小学校および瀬田中学校の校区に該当するので、工事等の際には、児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行について、交通誘導員を配置するなどの十分な安全対策を図られたい。また、瀬田小学校および瀬田中学校への事前説明をお願いしたい。

(28) 工事中や店舗営業時に、危険物を貯蔵又は取扱う場合は、消防関係法令を遵守すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 平成30年6月15日から平成30年7月17日まで